

多発する自転車事故!!



自転車相互事故
(10年前比1.6倍)

自転車対歩行者事故
(10年前比1.5倍)

自転車の事故が多発し、高額な損害賠償の請求も起こっています。

平成22年中の自転車関連の交通事故は、15万1,626件で、全交通事故の約2割を占めています。特に自転車が加害者となる自転車対歩行者の事故は10年前の1.5倍、自転車相互の事故は1.6倍にもなっており、高額の損害賠償を請求される事案も増えてきております。

賠償事例



無灯火自転車事故で女子高校生に 5,000万円の賠償命令

〈事故の概要〉

- 自転車に背後から衝突されて重い障害が残ったとして、元看護師の女性（57歳）が、乗っていた当時高校生の女性（19歳）と父親に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁は、高校生に5,000万円の支払いを命じた。
- 被害者女性は、午後7時15分頃路上を歩いて帰宅途中、無灯火で携帯電話に気を取られて前方注意を怠り進行してきた高校生の自転車に、背後から衝突され、ケガの後遺障害で歩行困難になり、看護師の職も失って生活保護を受けている。

（平成17年11月25日 横浜地裁判決）※TSマーク貼付なし

TSマークへの関心が高まっています。

最近、テレビや新聞等でもTSマークのことがよく取りあげられるようになり、自転車利用者をはじめ、生徒、児童を持つ親御さんや学校当局から、「自転車に賠償責任保険、傷害保険がセットになったTSマークを貼りたいので、取り扱っているお店を教えてほしい。」といった問い合わせが多くなってまいりました。

30年ぶりに、自転車の歩道通行のルールが見直されました

平成20年6月1日改正道路交通法施行

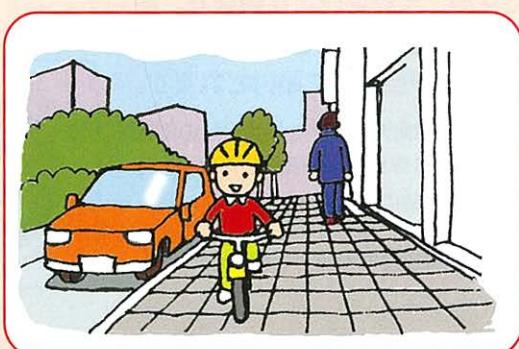
●普通自転車の歩道通行に関する規定

自転車が歩道を通行できる普通自転車は、次の場合です。

①道路標識等で指定された場合



②運転者が児童、幼児等の場合（改正後）



③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合（改正後）



注意事項

①②③の場合でも、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

改正前

道路標識等により歩道通行できることとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できることとされている場合

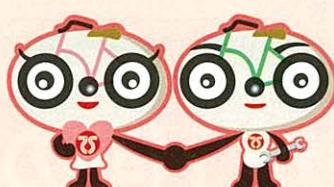
+

運転者が児童、幼児、70才以上の高齢者、身体に障害を有する方の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

●児童・幼児のヘルメット着用

児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



安全(点検・整備)・安心(付帯保険)な普通自転車のしるし TSマークを貼りましょう!

TSマーク知ってる?



TSマークには 保険が付いているので安心です!

年に一回、自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。

TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いているので、もしもの時に安心です。

お近くの自転車安全整備店へご相談ください。



このマークが
目印です!



TSマークの種類と付帯保険の補償内容

TSマーク種別	第一種TSマーク (青マーク)	第二種TSマーク (赤マーク)
傷害保険	○入院15日以上 (一律) 1万円 ○死亡・重度後遺障害 (1~4級) (一律) 30万円	○入院15日以上 (一律) 10万円 ○死亡・重度後遺障害 (1~4級) (一律) 100万円
賠償責任保険	○死亡・重度後遺障害 (1~7級) (限度額) 1,000万円	○死亡・重度後遺障害 (1~7級) (限度額) 2,000万円

「TSマーク」Q&A

Q 「TSマーク」とは何ですか?

A 「TSマーク」のTSとは、Traffic Safety (交通安全) の略称で、「赤色TSマーク」と「青色TSマーク」がありますが、それには次の3つの特徴があります。

- ①道路交通法に基づく歩道を走れる「普通自転車」の「証」のマークです。
- ②自転車安全整備士が「点検・整備」をした安全な普通自転車の「証」のマークです。
- ③賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった「TSマーク保険」が付帯されていることの「証」のマークです。有効期間は点検・整備の日から1年間です。

Q 「TSマーク付帯保険」の有効期限はいつまでですか?

A 保険の有効期限は、「TSマーク」に記載されている点検・整備の年月日から1年間です。期限がきたら、また点検・整備を受けて更新ができます。自転車には車検制度はありませんが、年に1度の定期的な点検・整備を受けることによって自転車の安全な利用に役立っています。

Q 「TSマーク」の貼付された自転車を借りて事故にあった場合も「TSマーク付帯保険」の対象となりますか?

A 対象となります。「TSマーク付帯保険」は、「TSマーク」が貼付されている自転車に付帯されていますので、自転車の所有者に限らず、自転車を借りた家族や友人、自転車を譲り受けた人も、特別の手続きを要することなく「TSマーク付帯保険」の適用を受けます。

Q 「TSマーク付帯保険(賠償責任)」は、親権者や雇主にも支払われるのですか?

A 自転車での事故の加害者が未成年者又は被雇用者であるような場合に、親権者や雇主が請求者となり、保険金が支払われます。自転車をたくさん使って業務を行う雇主にとっては、大変意義のある保険といえます。

年1回の点検・整備でTSマークの継続更新!

(公財)日本交通管理技術協会

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-6
TEL.03-3260-3621